

令和 2 年 3 月 1 1 日

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 7 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(菊地課長補佐、宮良係長)

電話：03-5253-5874

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案

1 諮問の概要

電波の利用が多様化し、社会インフラとして不可欠になっている中で、その利用ニーズは更に拡大することが見込まれ、より効率的な電波の利用を促進する必要性が高まっている。このような状況の下、周波数の共用や移行など電波の再配分の可能性を導き出し、更なる電波の有効利用の促進のため、電波の利用状況調査の拡充等を行う必要があることから、電波の利用状況の調査等に関する省令(以下「省令」という。)の整備を行うものである。

2 改正概要

- ・調査周期を「3分割・3年周期」から「2分割・2年周期」に変更(省令第3条第1項)
- ・利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯について、無線局ごとその他必要な限度における詳細な調査(重点調査)及び電波の発射状況の調査を可能とする規定を整備(省令第5条第6項及び第5条の2)
- ・登録局に対する調査票調査の実施や免許不要局の台数調査の柔軟な実施を可能とする規定を整備(省令第5条第3項、別表)

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに省令を改正予定(令和2年4月1日の施行を予定)

4 意見募集結果

- (1) 行政手続法に基づく意見公募
令和2年1月25日(土)から同年2月25日(火)までの32日間で実施
- (2) 提出された意見
計9件の意見が提出された。(詳細については、6頁参照。)
- (3) 意見を踏まえた修正の有無
無

**電波の利用状況の調査等に関する省令
の一部を改正する省令案**

**総合通信基盤局電波部
電波政策課**

- ✓ **電波の利用状況調査は**、電波法第26条の2の規定に基づく調査であり、技術の進捗に応じた電波の最適な利用の実現に当って必要な周波数の再配分等に資するため、平成15年度より、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号、以下「省令」という。)第3条第1項に基づき、定例調査として、電波法で定める周波数帯を3つに区分し毎年一の区分ごとに、「**3区分・3年周期**」として**調査・評価を実施**
- ✓ 平成30年度より、携帯無線通信及び全国広帯域移動無線アクセスシステムについては、最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、毎年調査・評価を実施

電波の利用状況調査

定例調査
(3区分・3年周期)
【省令第3条第1項】

①714MHz以下
②714MHz超3.4GHz以下
③3.4GHz超

携帯無線通信等の調査
(毎年)
【省令第3条第2項】

臨時の利用状況調査
(必要に応じ)
【省令第6条】

調査結果を公表するとともに、
評価結果(案)に対する意見募集

意見募集を踏まえた
評価結果(案)の電波監理審議会への諮問・答申

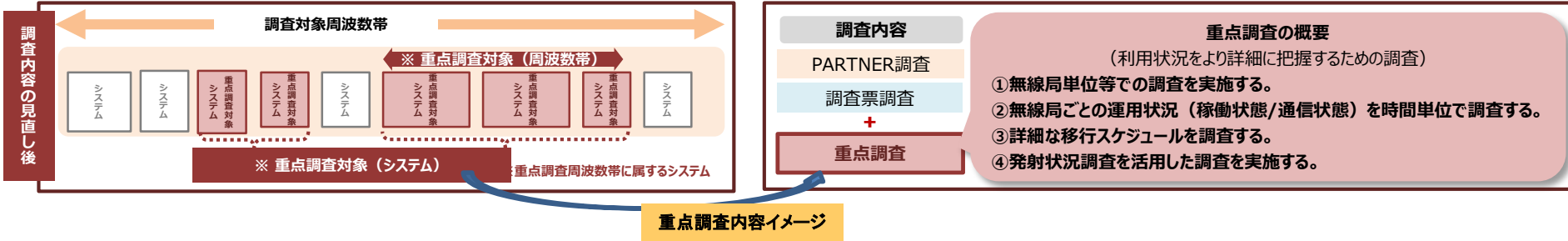
評価結果の公表

周波数割当計画(告示)、電波の有効利用に資する政策への反映

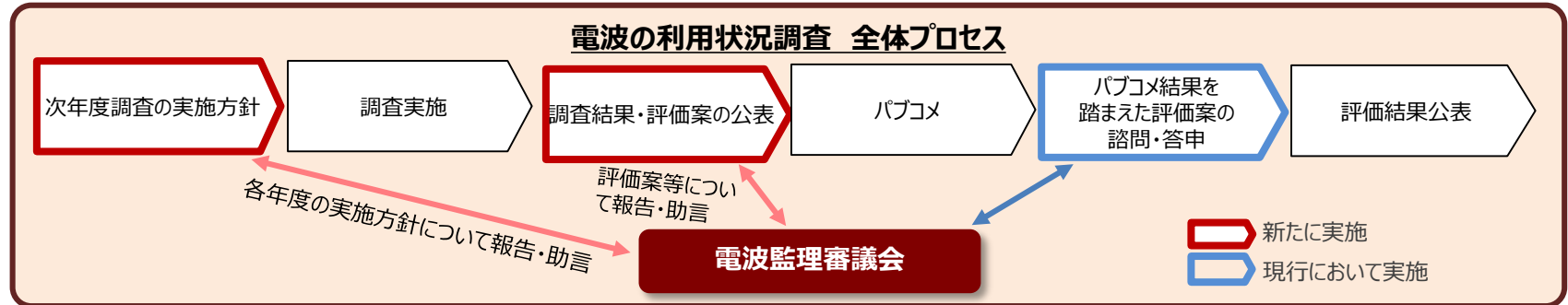
- 規制改革推進会議(H29.11.29)及び規制改革実施計画(H30.6.15)において、電波の有効利用を促進するための前提として、公共部門・民間部門を通じ、電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充することとされた。
- 電波有効利用成長戦略懇談会報告書(H30.8月)において、電波の利用状況調査について、周波数の共用や移行等の更なる電波の有効利用に結び付けられるよう、より正確に、より活用できる評価内容及び調査方法に見直しすることが適当とされた。

電波有効利用成長戦略懇談会報告書(H30.8月)概要～利用状況調査関係～

- 調査周期を『3分割・3年周期』から、『**2分割・2年周期**』に変更する。
- **重点調査対象の選定**及び**発射状況調査の拡充**によって、対象無線局のより正確な運用実態等を把握する。
- **新たに評価指標を定め電波の有効利用度合について評価を行う**。また、「社会的重要性」については、**総合評価に当たって考慮**する。
- 調査結果及び評価内容の**公表方法を改善**する。



- 電波の利用状況調査の公平性と透明性を確保するため、**公正・中立な機関が調査全般に関与できる仕組み**とする。



電波の利用状況の調査等に関する省令において、拡充等に必要な規定を整備(※)するとともに、システム改修を行い、令和2年度の電波の利用状況調査より、拡充した調査を実施予定

(※)ゴシック体が必要的諮問事項に係る内容

1. 調査周期の見直し

電波技術の進展や電波利用の多様化が一層広がる中で、より実情に近い利用状況を迅速に把握することができるよう、「3区分・3年周期」から「2区分・2年周期」へ見直し(省令第3条第1項)

現行

- ①714MHz以下(令和2年度(予定))
- ②714MHz超3.4GHz以下(令和元年度)
- ③3.4GHz超(平成30年度)

見直し後

- ①714MHz以下(令和2年度(予定))
- ②714MHz超(令和3年度(予定))

2. 重点調査の実施

周波数の共用や移行等の可能性の検討のため、**利用状況をより正確に把握することが必要と認める周波数帯について、無線局ごとその他必要な限度における詳細な調査(重点調査)の実施を可能とする**(省令第5条第6項及び第5条の2、告示)

重点調査の対象

重点調査対象に係る告示に合致するもの(※)

(※)次の1~4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの

1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム
2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム
4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

重点調査
(無線局ごと等の
詳細調査)

調査票調査

(省令第5条第1項第5号から第8号)



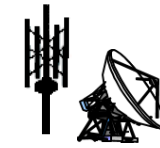
免許人等



利用実態等の調査

発射状況調査

(省令第5条6項)



無線局



電波の発射状況調査

3. 電波の有効利用度合いの評価

重点調査対象の電波利用システムについて、電波の利用時間、地域等の指標別の利用の度合いによる評価を実施
評価は、調査結果等の分析によるほか、電波利用システムの社会的重要性等も考慮した総合評価とする(告示)

4. その他規定の整備

電波利用ニーズに的確に対応できるよう、**登録局に対する調査票調査の実施や免許不要局の台数調査の柔軟な実施を可能とする**(省令第5条第3項、別表)

令和 2 年 3 月 1 1 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 8 号)

[1. 9MHz帯及び3.5MHz帯のアマチュア業務の周波数拡張]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(伊藤周波数調整官、田野係長)

電話：03-5253-5875

(1.9MHz帯及び3.5MHz帯のアマチュア業務の周波数拡張)

1 諮問の概要

「周波数再編アクションプラン（令和元年改定版）」において、アマチュア業務の一部の周波数帯について、バンドプラン等の見直しを検討することとされたところである。

本件は、アマチュア局の電波利用ニーズを踏まえ、既存無線局の周波数の使用状況等を考慮しつつ、可能な限りアマチュア局の国際的な使用周波数の調和を図るため、1.9MHz帯及び3.5MHz帯の周波数帯において、新たにアマチュア業務の周波数を拡張することとし、周波数割当計画の一部を変更するものである。

【周波数再編アクションプラン（令和元年改定版）抜粋】

- ② アマチュア局が動作することを許される周波数帯（バンドプラン）のうち、MF帯について、既存の業務用無線の動向等を踏まえ、バンドプラン等の見直しの可能性について、令和元年度に検討を開始する。

2 変更概要

(1) 1.9MHz帯

- ① 1800kHzを超え1810kHz以下の周波数区分において、無線標定業務を削除し、アマチュア業務を一次業務として追加する。
- ② 1825kHzを超え1875kHz以下の周波数区分において、アマチュア業務を二次業務として追加する。

(2) 3.5MHz帯

3575kHzを超え3580kHz以下及び3662kHzを超え3680kHz以下の周波数区分において、アマチュア業務を二次業務として追加する。

3 施行期日

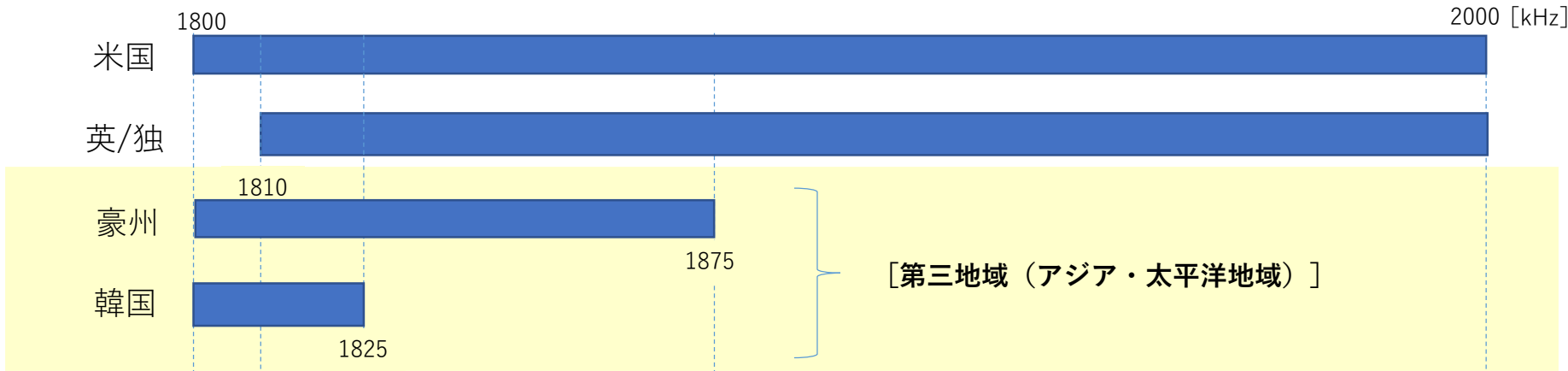
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集の結果

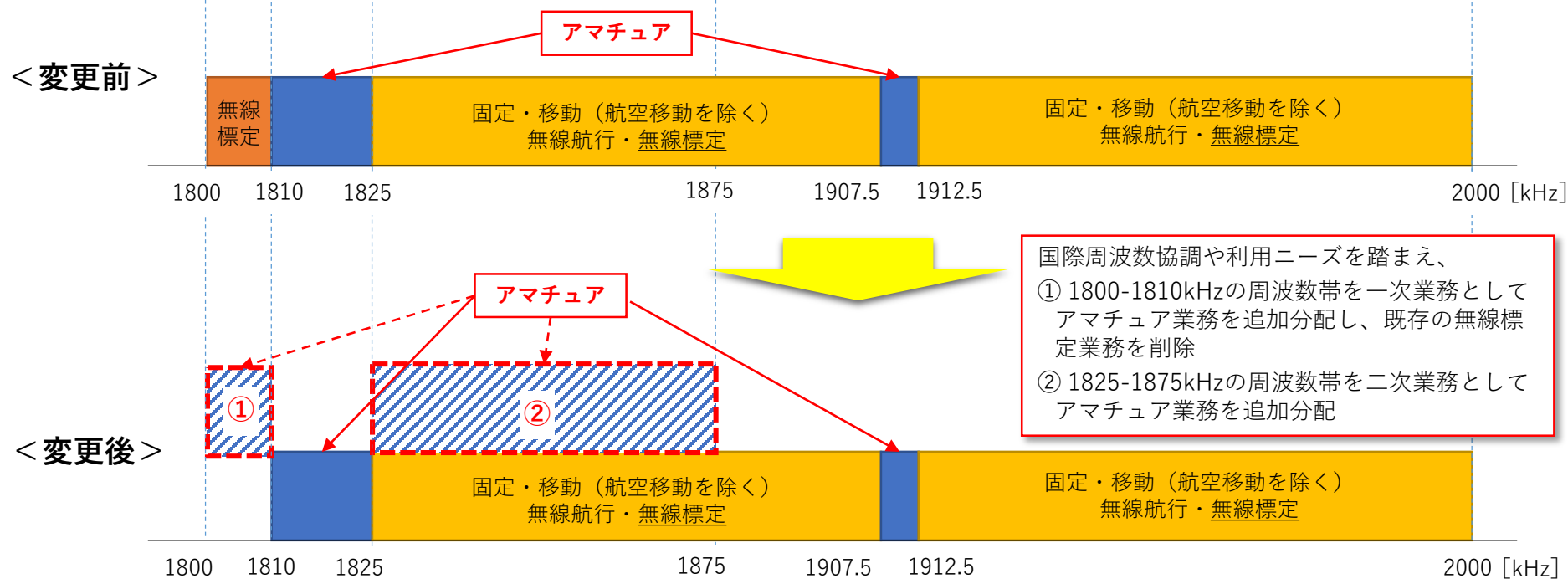
本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和2年1月18日（土）から同年2月17日（月）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関して170件の意見が提出された。

【参考資料】 1. 9MHz帯におけるアマチュア業務の周波数帯の拡張について

【諸外国のアマチュア業務への周波数割当状況】

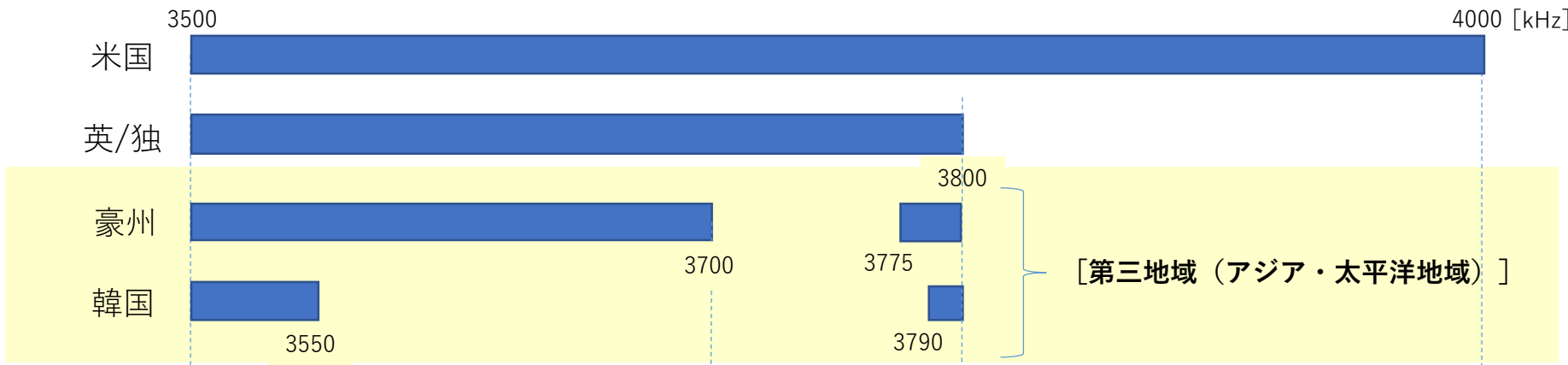


【日本のアマチュア業務への周波数割当状況】



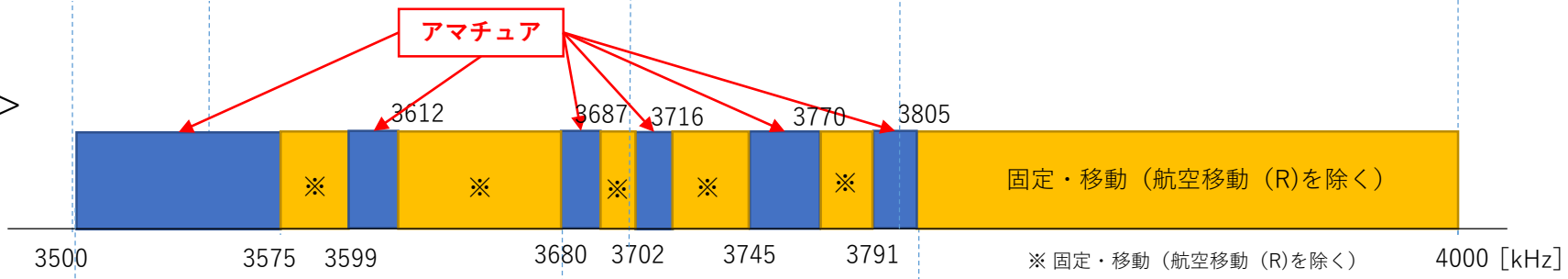
3. 5MHz帯におけるアマチュア業務の周波数帯の拡張について

【諸外国のアマチュア業務への周波数割当状況】

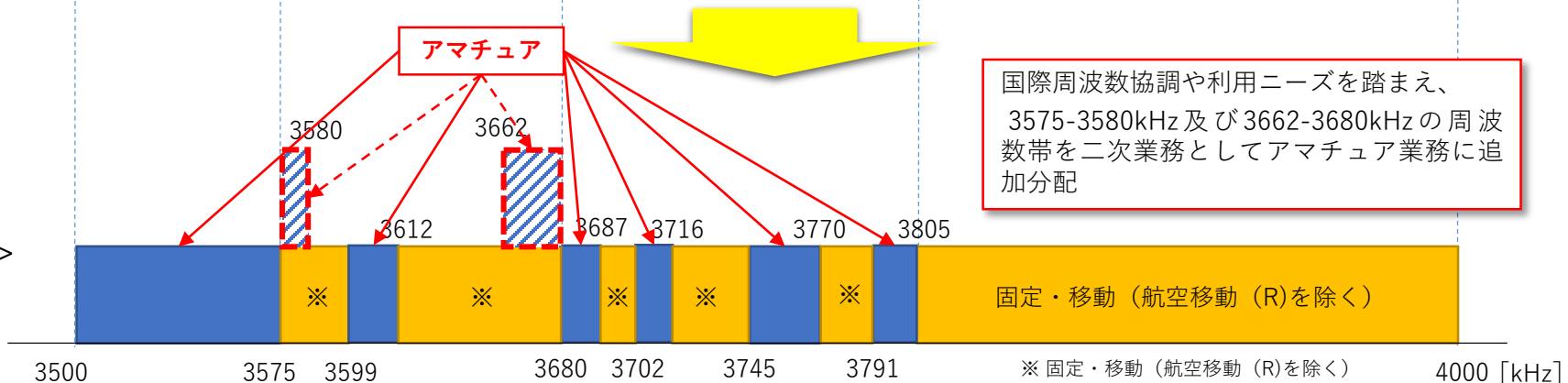


【日本のアマチュア業務への周波数割当状況】

<変更前>



<変更後>



国際周波数協調や利用ニーズを踏まえ、
3575-3580kHz 及び 3662-3680kHz の周波数帯を二次業務としてアマチュア業務に追加分配

周波数割当計画の一部変更案に対する意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和2年1月18日（土）から同年2月17日（月）までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見は以下のとおりである。

意見提出 169件（法人・団体：3件、個人：166件）

[内訳] 賛成：116件、賛成(要望有り)：46件、要望：6件、反対：1件

※ 1件の意見で複数の要望を提出しているものがあるため、意見提出件数と要望件数の合計は一致しない。

	意見の要旨	総務省の考え方	反映の有無
要望1 (48件)	【要旨】 アマチュア局が動作することを許される周波数について、1.9MHz帯、3.5MHz帯及び3.7MHz帯の周波数帯について、諸外国と同様に連続した周波数割当てを希望する。	今後のアマチュア局の開設・運用状況をはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。	無
要望2 (4件)	【要旨】 2015年のWRCで全世界的にアマチュアに配分された5MHz帯の早期の開放を希望する。	今後のアマチュア業務の利用ニーズをはじめ、既存無線局の利用状況を考慮しながら検討していきたいと思います。	無
要望3 (2件)	【要旨】 当該周波数帯のアマチュア業務は、国際分配上、一次業務の割当てであることから、二次業務の割当てを一次業務としていただきたい。	既存無線局の運用を保護する観点から、一部の周波数帯については、二次業務とすることが適切と考えます。	無
反対	本施策には反対いたします。1.8M帯および3.5M帯はローバンドであり、送受信には大規模なアンテナを必要とします。アマチュア無線家が市街地において周辺住民への配慮を欠いたまま、巨大なアンテナを設置している例が多くみられます。周波数帯の拡大は、このようなローバンドでの運用機会を増やすことになり、巨大アンテナの増大に拍車をかける恐れがあります。日本アマチュア無線連盟はアマチュア無線家による科学技術への寄与、非常時における通信手段の確保などを主張しています。過去はそうだったかもしれませんが、最近はその思えません。昨年の千葉県の水害・それに伴う停電においてもアマチュア無線家が活躍したなどという話は聞きません。アマチュア無線家向けのウェブサイトhamlife.jpでは、本パブリックコメント募集についても掲載していますが(https://www.hamlife.jp/2020/01/17/soumusyo-ham-pubcome-bosyu/)、貴省が作成したプレゼンテーションに自分たちのロゴマークを付け、あたかも自分たちが作成あるいは作成に関与したように見せかけています。このような勘違いも甚だしいアマチュア無線家の権益を拡大する必要性は全く感じません。	アマチュア局の開設・運用にあたっては、近隣住民の方々に十分配慮し理解を得て頂くよう、新たに開設する人、免許人及び関係業界等に対し、引き続き周知・啓発を行って参ります。	無

2015年に開催された世界無線通信会議（WRC-15）において、5351.5を超え5366.5kHz以下の周波数（15kHz幅）が新たに二次業務としてアマチュア業務に分配された。

国内では、当該周波数帯は固定及び移動業務（航空移動を除く。）として割り当てられており、既存の無線局が運用されていることから、現時点においてアマチュア業務の割当を追加することは困難である。

■ 周波数割当計画（抜粋）

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域	第二地域	第三地域			
5275-5351.5	固定 移動（航空移動を除く。）		5725-5450 固定 移動（航空移動を除く。）	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5351.5-5366.5	固定 移動（航空移動を除く。） <u>アマチュア</u> 5.133B				
5366.5-5450	固定 移動（航空移動を除く。）				

国際周波数分配の脚注

5.133B 5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が15Wを超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が20Wを超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域におけるオランダの海外領土では、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が25Wを超えてはならない。

令和 2 年 3 月 1 1 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 9 号)

[航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(加藤課長補佐、郷藤係長)

電話：03-5253-5816

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(航空機地球局へのインマルサット BGAN 型の導入)

1 諮問の概要

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局について、現在は運輸多目的衛星 (MTSAT^{*1}) 及びインマルサット^{*2}システム (第3世代システム) が利用されている。

2017年にインマルサットの第4世代システムである「インマルサット BGAN^{*3}型 (Swift Broadband)」(現在国内では携帯移動地球局としてのみ利用可能) の利用が国際民間航空機関 (ICAO^{*4}) において承認され、インマルサット SwiftBroadband-Safety として海外では既に利用されている。

今般国内の航空運送事業者から管制通信利用の要望があったことから、我が国においても当該システムの導入に向けた制度整備を行うため、関係規定について整備するものである。

2 改正概要

(1) 「航空機地球局のインマルサット BGAN 型の空中線電力の表示を規定」

主搬送波の変調の型式「D」の項の平均電力表示設備として、航空機地球局のインマルサット BGAN 型を追加
(電波法施行規則第4条の4)

(2) 「航空機地球局の聴守電波の電波型式の追加」【必要的諮問事項】

電波法 70 条の4の規定による航空機地球局の聴守電波の電波型式として「インマルサット BGAN 型」の電波型式である「D7W」を追加する。

(運用規則第146条第5項)

(3) 「航空機地球局の無線設備に「インマルサット BGAN 型」の技術的条件を追加」【必要的諮問事項】

(設備規則第45条の20第3項)

また、当該システムの各許容値を規定する。

(設備規則第 24 条第 28 項、別表第 1 号注 40、別表第 2 号第 5 並びに別表第 3 号 36 及び 37)

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 2 年 2 月 1 日(金)から同年 3 月 2 日(月)までの期間において実施済みであり、3 件の意見があった。

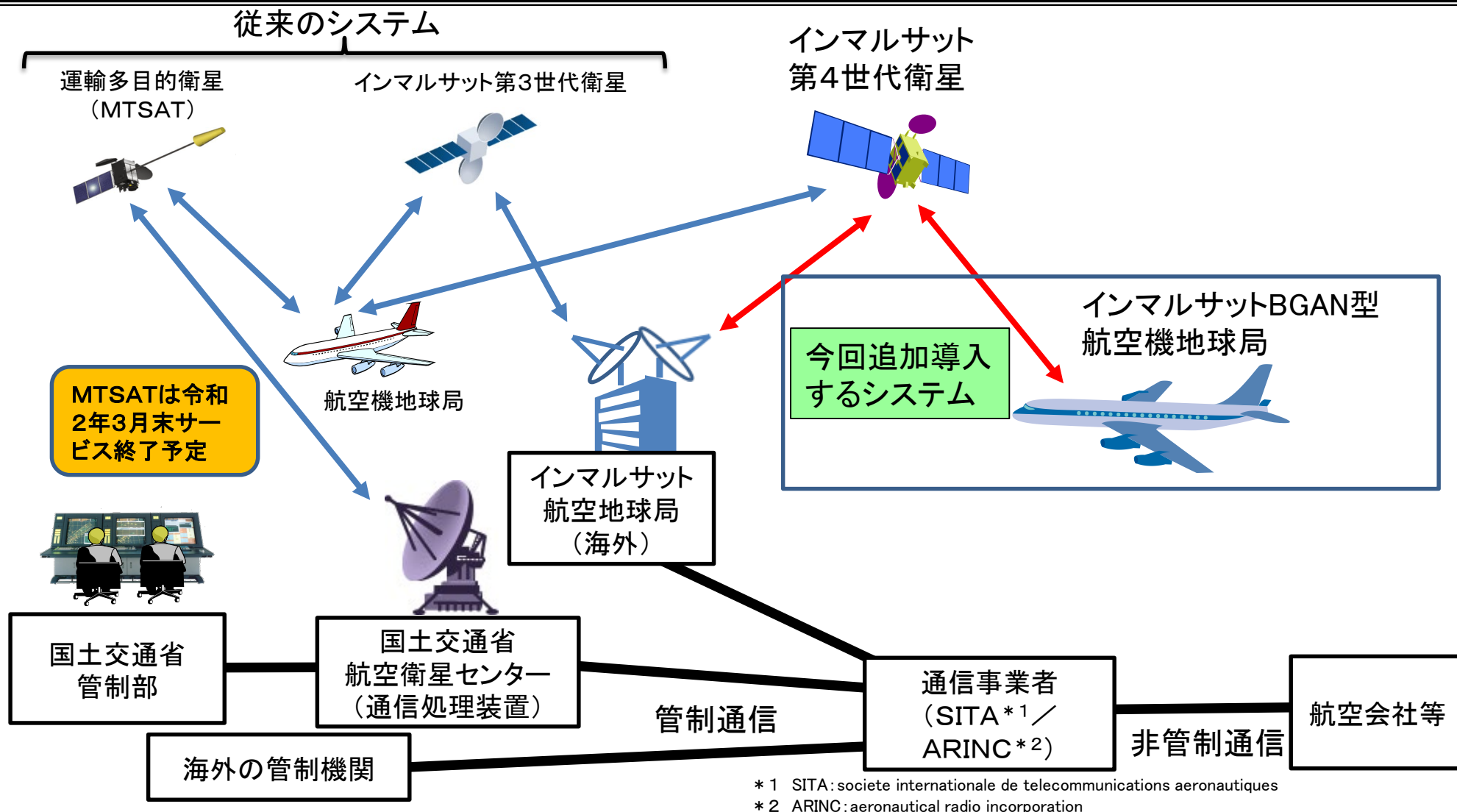
* 1 MTSAT: Multi-functional Transport Satellite

* 2 インマルサット (INMARSAT): International Maritime Satellite

* 3 BGAN: Broadband Global Area Network

* 4 ICAO: International Civil Aviation Organization

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局



* 1 SITA: societe internationale de telecommunications aeronautiques

* 2 ARINC: aeronautical radio incorporation

・航空機の洋上管制は、短波通信の他、衛星通信(音声/データ)が活用されており、国内では、静止衛星である国土交通省が運用する運輸多目的衛星(MTSAT)とインマルサットシステム(第3世代システム)が利用されている。

・2017年にインマルサット第4世代システムである「インマルサットBGAN型(Swift Broadband)」についても国際民間航空機関(ICAO)において承認され海外では既に利用されており、今般国内の航空運送事業者から管制通信利用の要望があったことから、インマルサットBGAN型についても航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局の設備として搭載が可能となるよう制度整備を行うものである。

○電波法施行規則

- ・航空機地球局のインマルサットBGAN型の空中線電力の表示を規定
主搬送波の変調の型式「D」※1の項の平均電力表示設備として、航空機地球局のインマルサットBGAN型を追加する。

○無線局運用規則【必要的諮問事項】

- ・航空機地球局の聴守電波の電波型式の追加
「インマルサットBGAN型」の電波型式である「D7W」※2を追加する。

○無線設備規則【必要的諮問事項】

- ・航空機地球局の無線設備に「インマルサットBGAN型」の技術的条件を追加

項目	内容
副次的に発する電波等の限度	受信帯域において等価等方輻射電力: -77dBW以下等を告示にて規定
一般的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送波の送信周波数を自動的に補正する機能 ・右旋円偏波
変調方式	位相変調、16QAM、32QAM、64QAM※3
送信速度	33.6～1,008 kbps
位相雑音のレベル※4	離調周波数10Hzにおいて-35dB等
周波数の許容偏差	150 Hz
占有周波数帯幅	21～190kHz
スプリアス発射又は不要発射	送信帯域の隣接帯域において-40dBW以下等

※1 D…振幅変調及び角度変調

※2 D…振幅変調及び角度変調 7…2チャンネル以上のデジタル信号 W…電話、データ通信等

※3 Quadrature Amplitude Modulation : 直角位相振幅変調

※4 搬送波電力に対する位相雑音の電力密度の比

(参考)航空機地球局等各システムの比較

	航空機地球局 (航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの)	
	MTSAT	インマルサット
衛星数、エリア	静止衛星1基 (東経145度) (アジア、西太平洋)	静止衛星4基 (極域除く全世界)
衛星軌道高度	36, 000km	
免許人	航空運送事業者(JAL、ANA等)	電気通信事業者(KDDI)
無線従事者	航空無線通信士以上(航空機のパイロットが選任)	
局数	132局	332局
個別／包括	個別免許	
定期検査	2年周期	
運用義務	有	
聴守義務	有	
通信の優先順位	有	
備付け書類	必要	

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

—航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入—

(意見募集期間：令和2年2月1日～3月2日)

提出された意見と総務省の考え方

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	「BGAN（ブロードバンドグローバルエリアネットワーク）」における「インマルサット（インターナショナルマリンサテライトオルガニゼーション）」及び「MTSAT（マルチファンクショナルトランスポートサテライト）」の構造では、「通信衛星（サテライトシステム）」の構造と、私し個人は思います。例えばですが、「GNSS（グローバルナビゲーションサテライトシステム）」の構造と、私は考えます。具体的には、「5G（第5世代）」での「NR（New Radio）」における構造では、「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP方式（GSM方式及びCDMA方式）」が主流の構造と、私は考えます。例えばですが、「6G（第6世代）」の構造では、「通信衛星（サテライトシステム）」における「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造が主流に成ると思いますので、「5G（第5世代）」での「パラレル（並列的）」の導入が望ましい事と、私は考えます。要するに、古い構造では、ISDNを含む「DSL系（固定電話の回線及びFAXの回線）」における「VDSL」及び「ADSL」を廃止し、新しい構造では、「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」を導入する事で、「有線LAN」及び「無線LAN」をバランス良く導入する事が望ましい構造と、私は考えます。	本意見募集は、航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入に向けた制度整備について意見を募集したものであり、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
		(要約) 科学技術、教育、移民政策等に関するご提案	本意見募集は、航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入に向けた制度整備について意見を募集したものです。	無
2	個人	電波入札制度を導入すべし。くはへてスクランブル制度も同様。	本意見募集は、航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入に向けた制度整備について意見を募集したものであり、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
3	移動体衛星通信協議会	このたびの省令等の一部改正につきまして、JSAT MOBILE Communications（株）、KDDI（株）、（有）Sky-Fix Com Japan、インマルサット（株）、エーティコミュニケーションズ（株）、オーブコムジャパン（株）、（株）日本デジコム、古野電気（株）を会員企業とする業界団体であります移動体衛星通信協議会として、今回の改正案に賛成いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無

	<p>我々、インマルサット衛星通信ビジネスに関わる企業群で構成する移動体衛星通信協議会では、インマルサット BGAN 型航空機地球局（インマルサット社のサービス名称では Swift Broadband-Safety）の早期の日本での導入をかねてよりお願いしてきておりましたが、ようやくその導入が果たされることを意味することとして歓迎します。</p> <p>これにより、本サービスが日本でも利用できることとなり、日本の各航空会社様にとっても歓迎されることだと考えます。</p>		
	<p>今後のことと致しまして、これまでの移動体衛星通信関係の技術基準は、新たなサービスが追加されるごとに古くからの技術基準につきはぎを繰り返してきていたことから、現代の視点では時代にそぐわない規制項目等が多々残っており、本邦でのサービス導入を困難にしております。さらに GMDSS (Global Maritime Distress and Safety System) がインマルサット以外の衛星システムにも拡張されることも踏まえ、関連する省令・告示の大規模改正が近い将来に必要なではないかと考えます。</p> <p>そのような大規模な技術基準改正が近い将来に行われるとするならば、我々移動体衛星通信協議会としては、より良い技術基準の策定を目指して総務省様への最大限の協力をして参る所存です。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

令和2年3月11日

航空機局の無線設備等保守規程の認定
(令和2年3月11日 諮問第10号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(河間課長補佐、黒川係長)

電話：03-5253-5902

航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況や無線設備等の不具合状況等を定期報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる新たな認定制度が平成30年8月1日から運用されている。

当該認定制度の整備を受けて、今般、電波法第70条の5の2の規定に基づき、日本航空株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社ZIPAIR Tokyo、日本トランスオーシャン航空株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社及び株式会社ソラシドエアの7者から、それぞれの航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、いずれも関係法令に適合しているものと認められることから、今般、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申請者及び申請件数(局数)については、以下のとおりである。

申請者(順不同)	無線局の種別	無線局数
① 日本航空株式会社	航空機局	202局
② 株式会社ジェイエア	航空機局	32局
③ 株式会社ZIPAIR Tokyo	航空機局	2局
④ 日本トランスオーシャン航空株式会社	航空機局	23局
⑤ ジェットスター・ジャパン株式会社	航空機局	25局
⑥ 春秋航空日本株式会社	航空機局	6局
⑦ 株式会社ソラシドエア	航空機局	14局
合計		304局

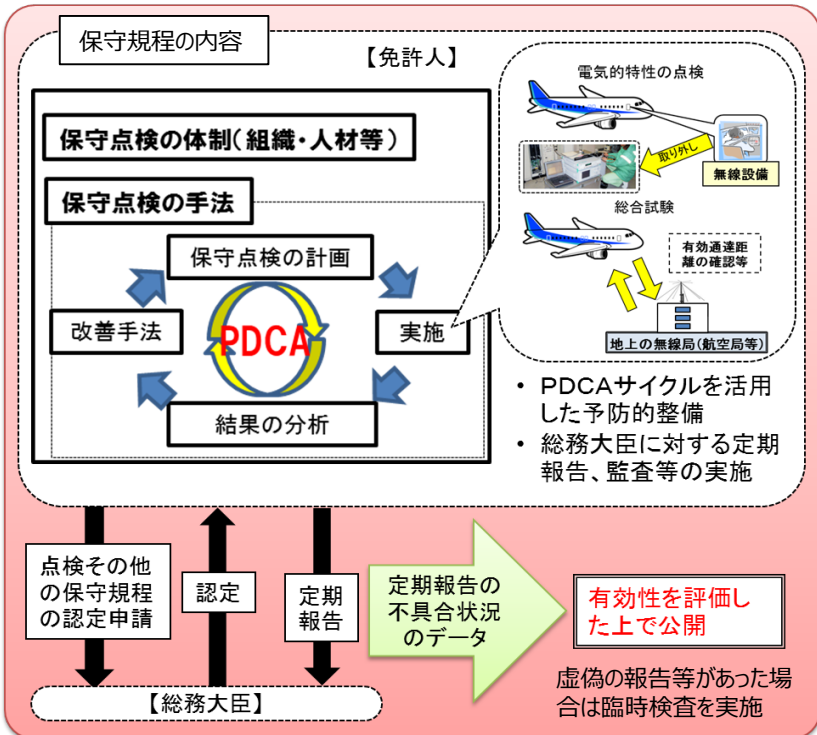
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。(4月1日認定予定)

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する新たな制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局（電気通信業務用を除く。）を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔（最長年数）【電波法施行規則第40条の2より】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線従事者の資格及び員数	1年	1年
(2) 法第六十条に規定する時計及び備付書類	1年	1年
(3) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(4) 電氣的特性の点検	1年	5年
(5) 総合試験		
① A T C（Air Traffic Control）トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（個体識別コードの確認に限る。）	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局		
	2年	2年
○定期的な報告の内容		
1 電氣的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況	△	○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況	△	○

認定に係る審査基準

■ 認定に係る審査（電波法第70条の5の2第2項）

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント（電波法関係審査基準）

項目	主な審査ポイント
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理、故障探求等）を行うために必要な設備の一覧又は当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ その組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➢ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法令に定める条件に適合するものであること。
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法（登録検査等事業者等の実施方法と同等以上）が適切に定められていること。
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理実施方法が適切に定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の記録及び書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第四号の四に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➢ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。

認定申請の概要（全体のまとめ）

■ 認定申請の免許人及び無線局数

免許人（順不同）	航空機局数	【参考】認定済み免許人（平成31年4月認定）	
		免許人（順不同）	航空機局数
① 日本航空株式会社（JAL）	202局	① 全日本空輸株式会社	262局
② 株式会社ジェイエア	32局	② 株式会社エアージャパン	89局
③ 株式会社ZIPAIR Tokyo	2局	③ A N A ウィングス株式会社	79局
④ 日本トランスオーシャン航空株式会社	23局	④ オリエンタルエアブリッジ株式会社	24局
⑤ ジェットスター・ジャパン株式会社	25局	⑤ Peach・Aviation株式会社	19局
⑥ 春秋航空日本株式会社	6局	免許人：5者	473局
⑦ 株式会社ソラシドエア	14局		
免許人：7者	304局		

■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		JALグループ				春秋航空 日本	ソラシドエア	
		日本航空 (JAL)	ジェイエア	ZIPAIR Tokyo	日本トランス オーシャン航空			ジェットスター ジャパン
業務・データ・品質管理 ／監査組織		自社体制	自社体制	自社体制	自社体制	自社体制	自社体制	
点検 保守 業務	確認業務	株式会社JALエンジニアリング(JALEC) に委託			自社体制 (一部JALECに委託)	自社体制	JALECに委託	自社体制
	点検業務	JALECに委託			自社体制 (一部JALECに委託)	自社体制 (一部外部委託)	JALECに委託	自社体制 (一部外部委託)
教育・訓練業務		JALECに委託			自社体制 (一部JALECに委託)	自社体制 (一部外部委託)	JALECに委託	自社体制 (一部外部委託)
施設・設備		JALECに委託			自社整備 (一部JALECに委託)	自社整備 (一部外部に委託)	JALECに委託	自社整備 (一部外部に委託)
備 考		・点検保守業務等は、JALECに委託。			・一部の無線設備の 点検保守業務を JALECに委託。	・一部の無線設備 の点検業務を外部 委託。	・点検保守業務等 は、JALECに委託。	・一部の無線設備の 点検業務を外部委託。

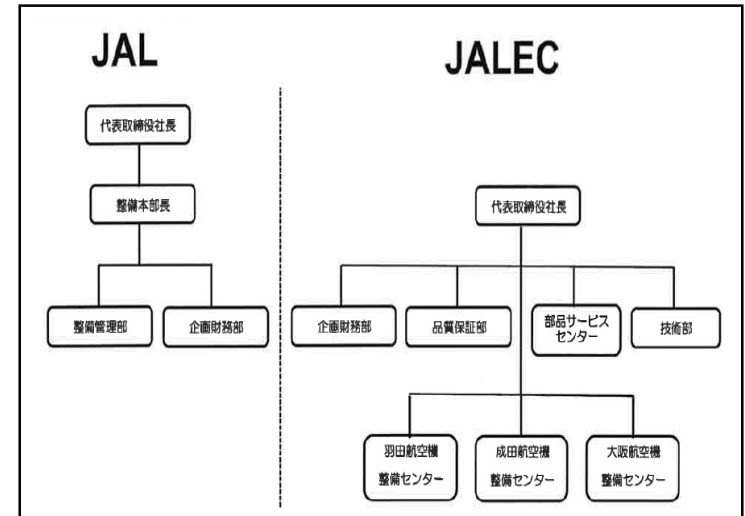
①確認業務:無線設備等の点検結果の判定業務、②点検業務:無線設備等の点検業務

第1章 一般

- 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。
- 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。

第2章 体制

- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。
- 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。
- 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した確認を行う者及び点検を行う者
 - ① 無線設備等の確認を行う者 : 16名
 - ② 無線設備等の点検を行う者 : 67名
- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。
- 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。



第3章 方針

- 法令の範囲内で認められる点検間隔が無線設備毎に定められている。
- 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
- 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。

第4章 実施	<ul style="list-style-type: none">● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。● 無線設備の信頼性の確保、是正措置、評価及び見直しの実施方法について定められている。
第5章 報告	<ul style="list-style-type: none">● 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。● 信頼性管理の目標値については、MTBF（1年分や3年分等）、URR等の他の指標値を報告書に記載し、これらの指標も加味した上で結果の考察・評価を行うこととしている。

■ ジェイエア、ZIPAIR Tokyo、日本トランスオーシャン航空及び春秋航空日本の無線設備等保守規程の構成について

- ジェイエア、ZIPAIR Tokyo、日本トランスオーシャン航空（一部）及び春秋航空日本の無線設備等保守規程については、当該4者が運用する航空機に係る無線設備等の点検及びその他保守業務は、日本航空同様、JALECに委託されることとなっている。
- このため、当該4者の無線設備等保守規程の構成は、組織及び委託先監査部分を除きJALと同一内容となっている。

<h2>第1章 一般</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。 ● 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。
<h2>第2章 体制</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。 ● 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。 ● 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した確認を行う者及び点検を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ① 無線設備等の確認を行う者 : 27名 ② 無線設備等の点検を行う者 : 27名 ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。 ● 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[代表取締役社長] --> B[整備部門長] B --> C[整備管理部] B --> D[品質保証部] </pre> </div>
<h2>第3章 方針</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令の範囲内で認められる点検間隔が無線設備毎に定められている。 ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。

<p>第4章 実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。 ● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。 ● 無線設備の信頼性の確保、是正措置、評価及び見直しの実施方法について定められている。
<p>第5章 報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。 ● 信頼性管理の目標値については、MTBF（1年分や3年分等）、URR等の他の指標値を報告書に記載し、これらの指標も加味した上で結果の考察・評価を行うこととしている。

■ 日本トランスオーシャン航空の無線設備等保守規程の構成について

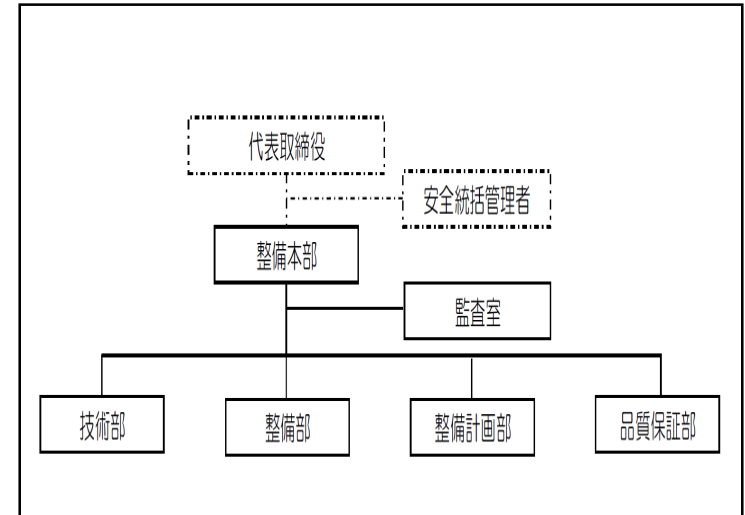
- 日本トランスオーシャン航空は、ボーイング737式に設置する無線設備等の点検及びその他保守業務に関しては自社で実施し、ボーイング767式に設置する無線設備に関しては、JALECに委託されることとなっている。
- このため、ボーイング737式、ボーイング767式それぞれに無線設備等保守規程を作成し、このうち、ボーイング767式に設置する無線局の無線設備等保守規程の構成は、組織及び委託先監査部分を除きJALと同一内容となっている。

第1章 一般

- 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。
- 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。

第2章 体制

- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要（点検・確認業務に関わる職務分担等）及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。
- 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。
- 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した確認を行う者及び点検を行う者
 - ① 無線設備等の確認を行う者 : 3名
 - ② 無線設備等の点検を行う者 : 10名



- 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。
- 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。

第3章 方針

- 法令の範囲内で認められる点検間隔が無線設備毎に定められている。
- 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
- 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。

第4章 実施

- 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。
- 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。
- 無線設備の信頼性の確保、是正措置、評価及び見直しの実施方法について定められている。

第5章 報告

- 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。

<p>第1章 一般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該規程の目的、設定、規程の適用範囲、変更、用語の定義等について定められている。
<p>第2章 施設の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設（作業場・保管施設）の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守作業に必要な施設設備を借用する場合の基準、手続きについて定められている。
<p>第3章 組織の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検及びその他守を実施する部署の組織図、責任者及びその責任範囲、判定員等の資格や氏名等の人員について定められている。 ● 法令に定める条件（資格、経験等）に適合した確認者及び点検者。 <ul style="list-style-type: none"> ① 無線設備等の確認を行う者： 4名 ② 無線設備等の点検を行う者： 委託先に依る <div data-bbox="1023 728 1883 1128" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【組織体制図】</p> <pre> graph TD A[代表取締役社長] --> B[整備本部] A --> C[安全統括室] C --> D[安全監査部] D --> E[整備監査課] B --> F[技術部] B --> G[整備管理部] B --> H[品質保証部] B --> I[整備部] F --> J[エンジニアリング G] F --> K[技術管理 G] G --> L[生産管理 G] G --> M[部品計画 G] G --> N[部品統制 G] </pre> </div>
<p>第4章 信頼性管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定について定められている。 ● 管理基準値の変更に関しては、次年度当初に前年度の無線設備に関する信頼性管理実績を評価するとともに、各信頼性管理指標(装備品URR等)の適切性を評価し、検討するとしている。 ● 無線設備の信頼性の確保及び是正措置の実施方法について定められている。

第5章 点検その他保守の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。
第6章 点検間隔の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令で認められる範囲内で点検間隔について定められている。
第7章 品質管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社及び委託先の無線設備等の点検その他保守の実施に関する要員に対し、点検・確認者の能力維持のための教育訓練に係る訓練方法及び認定・評価方法について定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間（基本的に無期限）等について定められている。
第8章 技術管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
第9章 信頼性管理規則	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。 ● 無線設備の信頼性の確保、是正措置、評価及び見直しの実施方法について定められている。
第10章 委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実施されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。
第11章 点検保守業務の実実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 点検その他保守の実施状況及び計画の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。

審査結果（日本航空等）

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守を行うための施設及び設備は、委託先のJALECにおいて保有しており、測定器等の設備については、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ JALECが実施する無線設備等の点検その他保守業務に係る監督を行うための組織体制を有している。 ➤ なお、確認者及び点検者は、委託先のJALECに所属している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検業務、教育・訓練の実施、無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間は、委託先であるJALECへ委託することとしているが、委託先において適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容、監査等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

審査結果（日本トランスオーシャン航空）

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備の点検その他保守を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。 ➢ 一部の無線設備の点検その他保守を行うための施設及び設備は、委託先のJALECにおいて保有しており、測定器等の設備については、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等の点検に係る組織及び員数の体制を有している。 ➢ JALECが実施する一部の無線設備等の点検その他保守業務に係る監督を行うための組織体制を有している。（当該点検に係る確認者及び点検者は、委託先のJALECに所属している。） 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が適切な管理方法で定められている。 ➢ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➢ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 ➢ 一部の無線設備の点検等について、外部の登録検査等事業者へ委託することとしているが、委託先において、無線設備の点検業務、教育・訓練の実施、無線設備等の点検その他保守に係る記録及び書類の適正な保管方法や保存期間について適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容、監査等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

審査結果（ジェットスター・ジャパン）

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の日常保守を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。 ➤ 無線設備の点検に係るデータ取得については、外部の登録点検事業者に委託することとしている。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検に係る組織及び員数の体制を有している。 ➤ 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が適切な管理方法で定められている。 ➤ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 ➤ 一部の無線設備の点検業務等について、JALECに委託することとなるが、委託先において無線設備の点検業務、教育・訓練の実施、無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法、保存期間について適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容、監査等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

審査結果（ソラシドエア）

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の日常保守を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。 ➤ 無線設備の点検に係るデータ取得については、外部の登録点検事業者に委託することとしている。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検に係る組織及び員数の体制を有している。 ➤ 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。なお、点検者は、委託先の登録点検業者に所属している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績を比較し、所有している飛行機の機数、搭載している装置数を踏まえて管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が適切な管理方法で定められている。 ➤ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 ➤ 一部の無線設備の点検等について、外部の登録検査等事業者へ委託することとしているが、委託先において、無線設備の点検業務、教育・訓練の実施、無線設備等の点検その他保守に係る記録及び書類の適正な保管方法や保存期間について適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容、監査等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- 二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行っていないと認めるとき。
- 三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

令和 2 年 3 月 1 1 日

日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 1 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長、木原)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

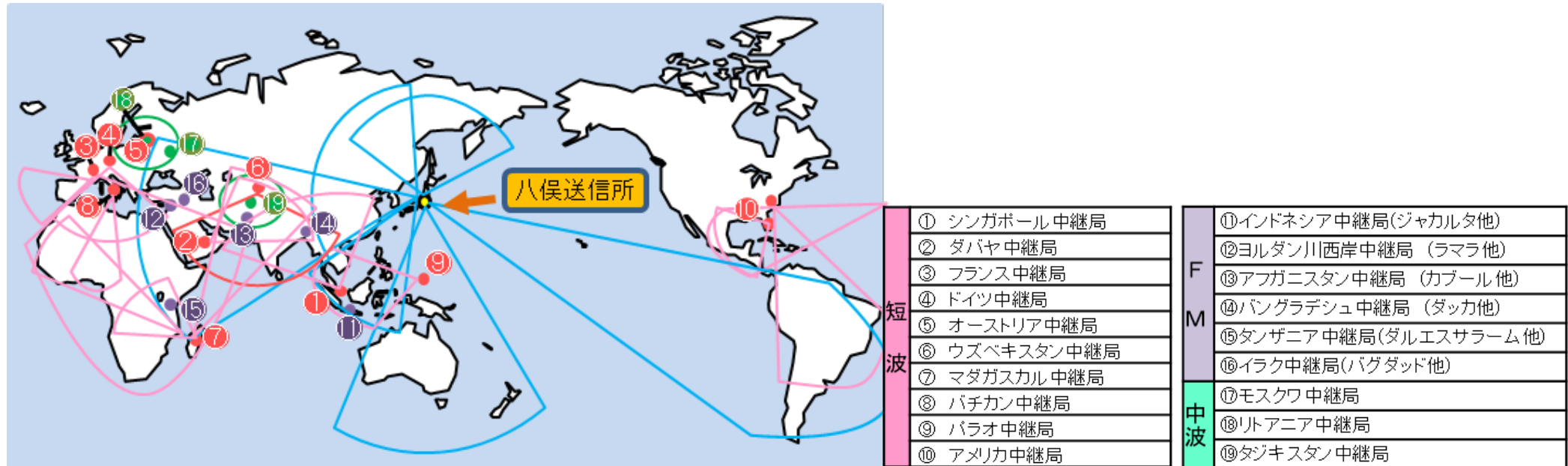
(広瀬課長補佐、大森係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更

1 ラジオ国際放送の概要

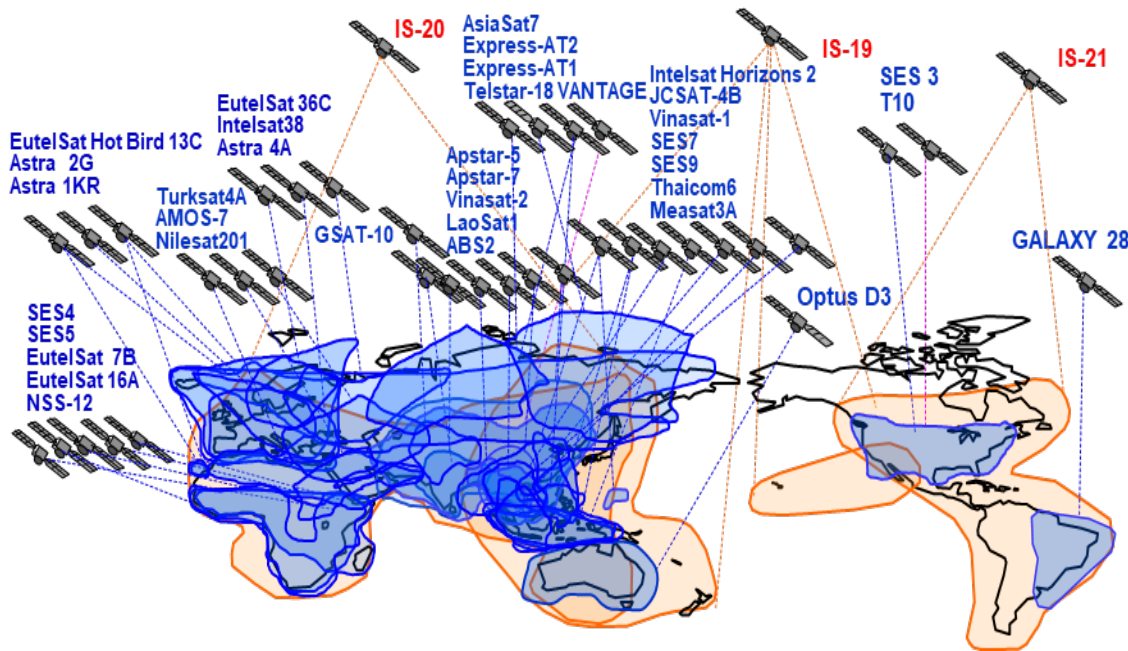
- (1) 放送時間 1日延べ64時間30分
- (2) 放送区域 15区域
(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局19か所



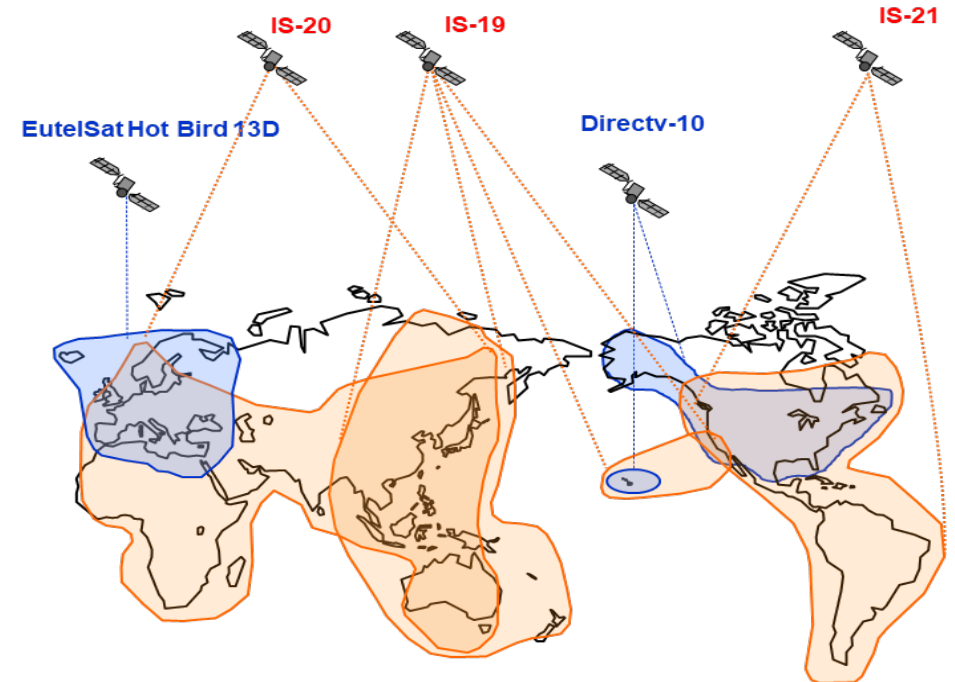
2 テレビ国際放送の概要

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星41基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



<邦人向け>



直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

3 国際放送等実施要請の目的

NHKに国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

4 国際放送等実施要請の概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第67条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。令和元年度は、ラジオ約9.7億円、テレビ約26.2億円、計約35.9億円。

5 これまでの取組

(1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。

(2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

6 要請事項変更の理由

世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、同日、日本政府においては、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症について感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進することとされた。

2月13日に開催された同対策本部では、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針の下、（1）帰国者等への支援、（2）国内感染対策の強化、（3）水際対策の強化、（4）影響を受ける産業等への緊急対応、（5）国際連携の強化等を内容とする「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定した。

また、2月25日に開催された同対策本部では、現在講じている対策と今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項として、（1）国民・企業・地域等に対する情報提供、（2）国内での感染状況の把握、（3）感染拡大防止策、（4）医療提供体制、（5）水際対策等について示した。

これらの同対策本部決定においては、感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行うことや、国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげることが挙げられている。

このような状況下において、日本放送協会の国際放送は、外国に居住・滞在する邦人等にとって我が国から発信される情報の極めて重要な入手源であることや、我が国の新型コロナウイルス感染症に関する最新の状況の国際的理解の醸成にも資することに鑑み、この度、放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項に基づく、日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施の要請について、放送事項として掲げる「邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項」、「国の重要な政策に係る事項」、「国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項」及び「その他国の重要事項」の放送に当たって、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意することを要請することとした。

ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

令和元年度 変更要請 (案)	令和元年度 本要請
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p> <p>1 放送事項</p> <p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <p>ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項</p> <p>イ 国の重要な政策に係る事項</p> <p>ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項</p> <p>エ その他国の重要事項</p> <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p> <p>2 放送区域</p> <p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p>4 国の費用負担等</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p> <p>1 放送事項</p> <p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <p>ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項</p> <p>イ 国の重要な政策に係る事項</p> <p>ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項</p> <p>エ その他国の重要事項</p> <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。</p> <p>2 放送区域</p> <p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p> <p>4 国の費用負担等</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。</p>

テレビ国際放送の実施要請書の比較表

令和元年度 変更要請 (案)

令和元年度 本要請

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、G20大阪サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、G20大阪サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

令和 2 年 3 月 1 1 日

日本放送協会に対する令和 2 年度国際放送等実施要請
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 1 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長、木原)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、大森係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会に対する令和2年度国際放送等実施要請

1 ラジオ国際放送の概要

(1) 放送時間 1日延べ64時間30分

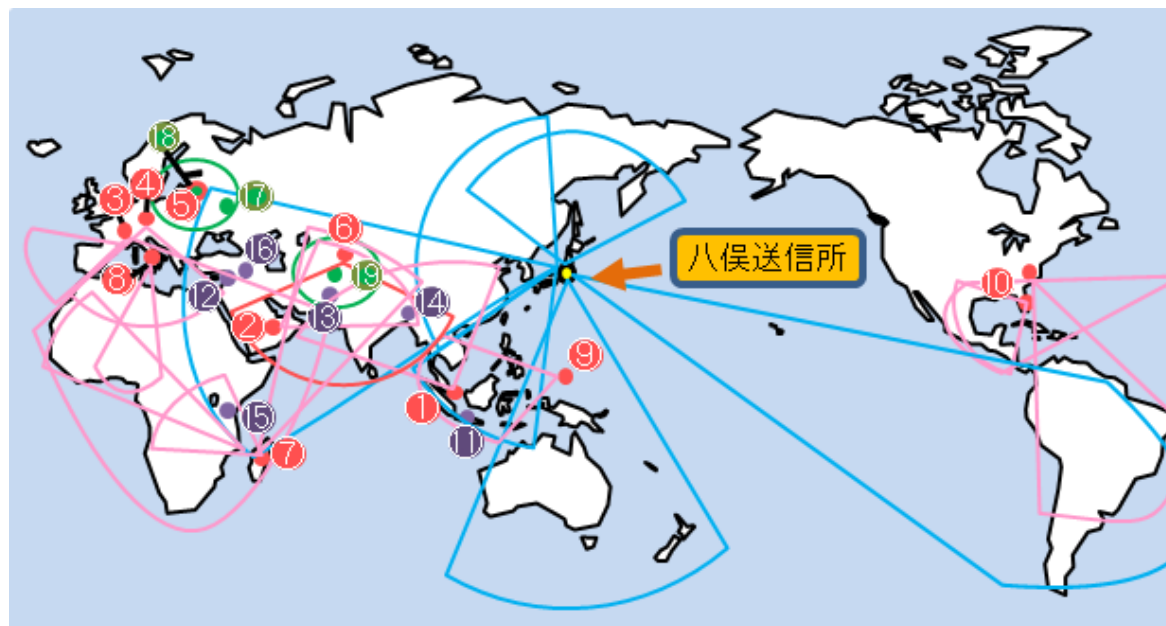
(2) 放送区域 15区域

(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局19か所



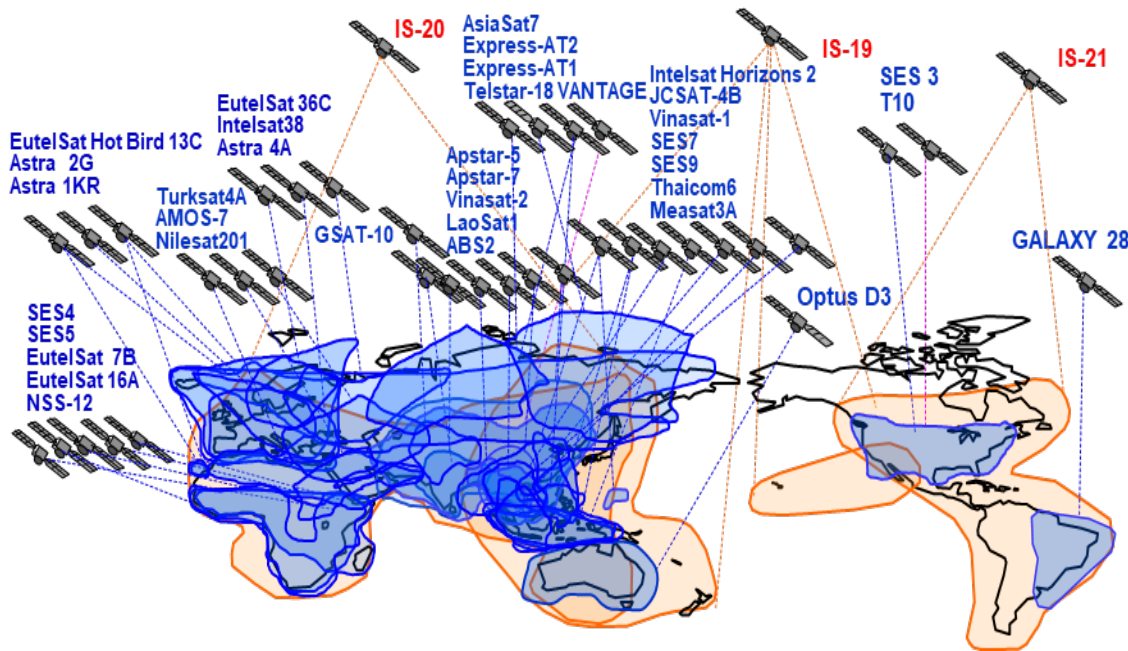
短波	① シンガポール中継局
	② ダバヤ中継局
	③ フランス中継局
	④ ドイツ中継局
	⑤ オーストリア中継局
	⑥ ウズベキスタン中継局
	⑦ マダガスカル中継局
	⑧ バチカン中継局
	⑨ パラオ中継局
	⑩ アメリカ中継局

FM	⑪ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	⑫ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	⑬ アフガニスタン中継局(カブール他)
	⑭ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑮ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑯ イラク中継局(バグダッド他)
中波	⑰ モスクワ中継局
	⑱ リトアニア中継局
	⑲ タジキスタン中継局

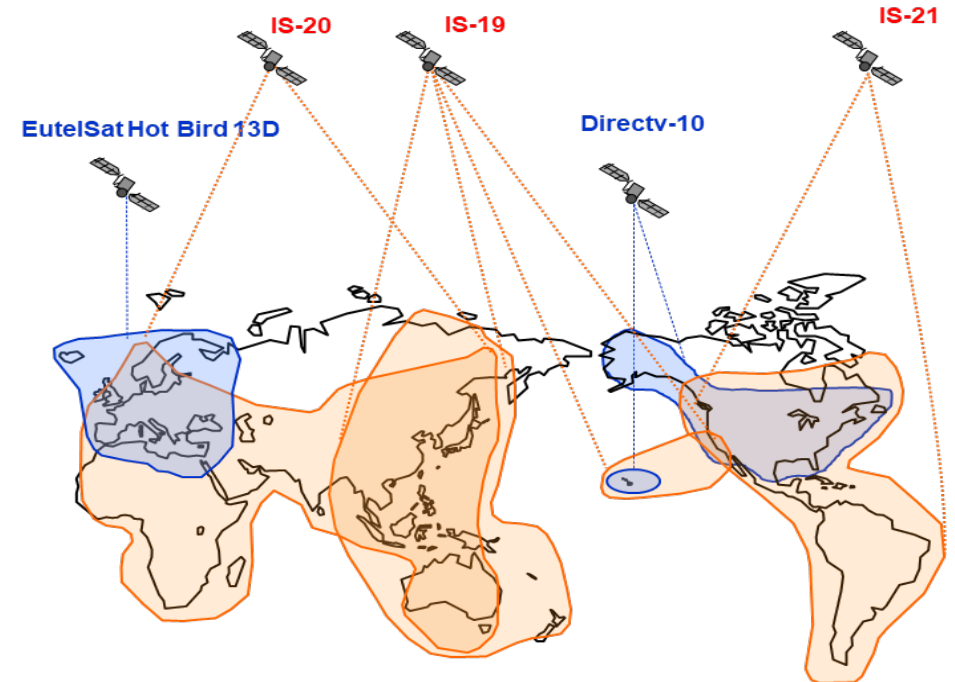
2 テレビ国際放送の概要

- (1) 放送時間 外国人向け：1日23.7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星41基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



<邦人向け>



直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

3 国際放送等実施要請の目的

NHKに国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

4 国際放送等実施要請の概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第67条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行わなければならない。

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。令和2年度は、ラジオ約9.7億円、テレビ約26.2億円、計約35.9億円。

5 これまでの取組

(1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。

(2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

ラジオ国際放送の実施要請書の比較表

令和2年度（案）	令和元年度（変更要請後）
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p>	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p>
<p>1 放送事項</p>	<p>1 放送事項</p>
<p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p>	<p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。</p>
<p>2 放送区域</p>	<p>2 放送区域</p>
<p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p>	<p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p>
<p>3 その他必要な事項</p>	<p>3 その他必要な事項</p>
<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>	<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、受信者の増加に努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>
<p>4 国の費用負担等</p>	<p>4 国の費用負担等</p>
<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までとする。</p>	<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>2019年4月1日から2020年3月31日</u>までとする。</p>

テレビ国際放送の実施要請書の比較表

令和2年度（案）

令和元年度（変更要請後）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

(2) 上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること。

2 放送区域

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。

(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。

(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年日本国際博覧会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。

(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること。特に、G20大阪サミット、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。

(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

令和2年3月11日

放送法施行規則の一部を改正する省令案
(令和2年3月11日 諮問第13号)

[放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(渡辺課長補佐、恩田係長)

電話：03-5253-5787

放送法施行規則の一部を改正する省令案

(放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備)

1. 諮問の概要

地上系の放送、衛星系の放送、有線放送に関し、放送中止事故等を未然に防ぐなど措置を行うことを求める観点から、放送法令上の安全・信頼性に関する規定として、予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等を共通に定めているところである。サイバーセキュリティの確保については、法令上明文化されていないものの、従来より各放送事業者において対策が進められているところである。

一方、「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次計画」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部改定)等において「安全等を維持する観点から、サイバーセキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置づけるなど、制度的枠組みを適切に改善」することとされている。

これを受け、昨今のサイバー攻撃の多様化や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応も見据え、放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する技術的条件について情報通信審議会で審議が行われ、令和元年12月に一部答申が得られたところである。本省令案は、この答申を踏まえて放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備を行うため、放送法施行規則の一部を改正するものである。

2. 改正の概要

放送設備及び当該放送設備の維持又は運用に係る設備は、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な措置が講じられていなければならない旨の規定を追加する。 【放送法施行規則第115条の2】

3. 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

4. 意見募集の結果

本件に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続について、令和2年1月22日(水)から同年2月20日(木)まで実施したところ、放送法施行規則の一部を改正する省令案に対し、5件の意見が提出された。

- ✓ 地上系の放送、衛星系の放送、有線放送に関し、放送中止事故等を未然に防ぐなどの措置を行うことを求める観点から、安全・信頼性に関する規定として、予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等を共通に定めている。
- ✓ サイバーセキュリティの確保については、現在は安全・信頼性に関する規定として明文化されていないものの、事故原因がサイバーセキュリティに関するものへの対応も含まれており、従来より各放送事業者において対策が進められている。
- ✓ 一方、「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次計画」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部改定)等において「安全等を維持する観点から、サイバーセキュリティ対策を関係法令等における保安規制として位置づけるなど、制度的枠組みを適切に改善」することとされている。これを受け、昨今のサイバー攻撃の多様化や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応を見据え、放送設備のサイバーセキュリティの確保に関する技術的条件について、令和元年12月に情報通信審議会より一部答申。

放送法における安全・信頼性に関する規定

- 安全・信頼性の技術基準及びそれに対する適合維持義務 (法第111条、第112条、第121条、第136条)
- 重大事故が発生した場合における報告 (法第113条、第122条、第137条)
- 設備状況に関する報告 (法第115条、第124条、第139条)

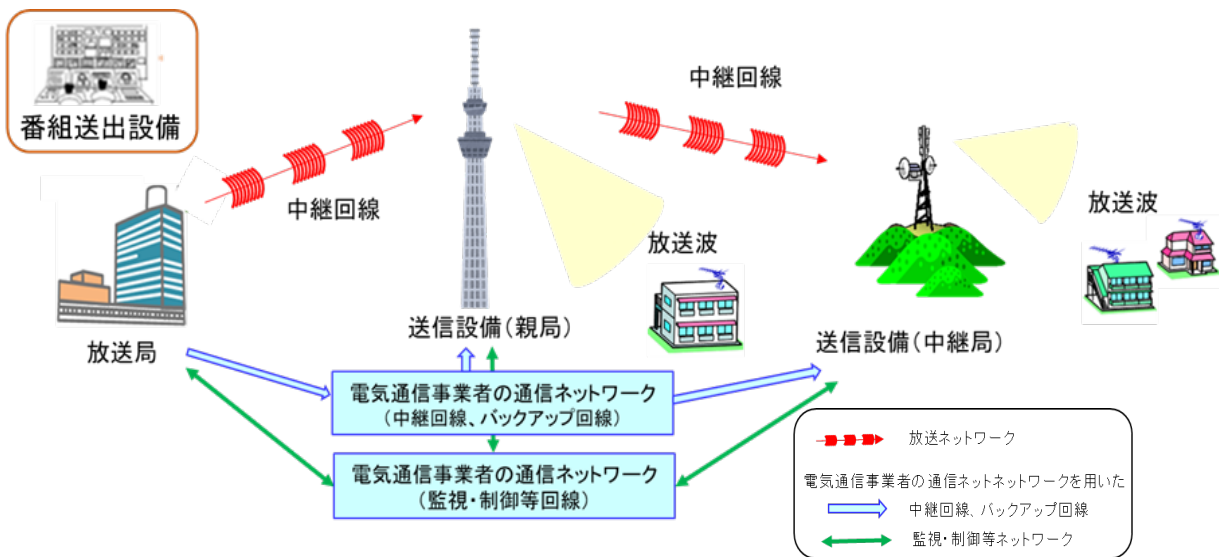
放送法施行規則における安全・信頼性に関する規定

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 第104条 予備機器等 | 第111条 防火対策 |
| 第105条 故障検出 | 第112条 屋外設備 |
| 第106条 試験機器及び応急復旧機材の配備 | 第113条 放送設備を収容する建築物 |
| 第107条 耐震対策 | 第114条 耐雷対策 |
| 第108条 機能確認 | 第115条 宇宙線対策 |
| 第109条 停電対策 | (第115条の2 サイバーセキュリティ対策) |
| 第110条 送信空中線に起因する誘導対策 | |

○サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号) (定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

- ◆ 放送設備及び有線放送設備の構成は、①放送番組を視聴者に届ける放送ネットワーク系統(放送本線系)と②各放送設備の故障検出や設備切替等を行う監視・制御ネットワーク系統(監視・制御系)に大別。
- ◆ 放送本線系は、映像や音声伝送のための専用方式による片方向の中継伝送と、直接受信のための放送方式による一対多の片方向の送信で構成されており、外部のネットワークと直接接続されていない。したがって、送信の起点となる箇所について対策を行うことで、効率的・効果的に他のネットワークから分離することが可能。
- ◆ 放送本線系の予備回線や監視・制御及び保守等のために電気通信事業者回線を使用する場合は、専用回線の使用、VPN化、ポート制限、ID・パスワードによる使用者の権限・アクセスの管理に加え、その管理に係る規程・マニュアルの整備など、セキュリティの確保のための措置が重要。



放送設備の構成のイメージ (地上デジタル放送の例)

(具体的措置事項)

- 1 放送本線系入力となる番組送出設備について、外部ネットワークからの隔離
- 2 監視・制御及び保守回線について、外部ネットワークからの不正接続対策
- 3 設備の導入時及び運用・保守時においては、放送設備のネットワークからの分離・遮断の措置及び不正プログラムの感染防止の措置
- 4 放送設備に対する物理的なアクセス管理
- 5 サイバーセキュリティ対策に関する組織体制の構築及び業務の実施に係る規程類の整備

【参考】 設備に関する報告様式の変更

(イメージ)

放送法施行規則第127条及び第159条に基づく設備に関する報告に関し、『サイバー事案』に起因する事故報告を明記するよう、報告様式を変更。

第127条： 認定基幹放送事業者の基幹放送設備
(様式第28号)
特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備
(様式第29号)
基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備
(様式第30号)

第159条： 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備
(様式第48号)
有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備
(様式第49号)

別表第二十九号(第127条関係)

特定地上基幹放送局等設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記名
押印又は署名)

電話番号
免許番号 (親局の免許番号を記載する
こと。)

放送法施行規則第127条の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの特定地上基幹放送局等設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時間)	発生区分	発生 原因	故障 設備	措置 模様	影響があ つた下位 の放送局	備 考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input checked="" type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他					

- 意見募集期間：令和2年1月22日～同年2月20日
- 放送法施行規則に関する意見提出件数：5件（法人：4件、個人：1件）

意見の主な内容	総務省の考え方	意見を踏まえた案の修正
<p>放送設備のサイバーセキュリティ確保は、放送事業者にとって重要な事項であり、今後も引き続き一層の向上に努めてまいります。</p> <p>サイバーセキュリティ確保は秘匿性が高く、環境変化の大きい分野でもあるため、各項目の具体的な措置については、放送事業者の判断により適時適切に選択できることが望ましいと考えます。したがって、対象設備と措置例を概括的に示しつつ、同等の代替措置も認めるよう規定したことは適切だと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社テレビ朝日】 【株式会社テレビユー山形】</p> <p>放送分野においても、サイバーセキュリティについての確保や、問題発生時の報告等の手順の定め等を行う事は必要かつ重要な事であるので、本改正は適切なものとする。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>

令和 2 年 3 月 1 1 日

株式会社スター・チャンネルの放送事項の変更の許可
(令和 2 年 3 月 1 1 日 諮問第 1 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課

(小川課長補佐、高久係長)

電話：03-5253-5799

(株) スター・チャンネルによる衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可

1 申請の概要

株式会社スター・チャンネル（代表取締役社長 小坂 恵一）から、視聴者ニーズへの対応等のため、令和2年2月26日付けで放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第97条第1項の規定に基づき、スターチャンネル1（BS第54号）及びスターチャンネル3（BS第74号）の放送事項の変更の許可の申請があった。

2 審査結果

当該申請について、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第9条（放送事項の変更許可の基準）に基づき審査を行った結果、変更を許可することが適当であると認められた。詳細は別紙参照。

3 今後の予定

当該処分を適当とする旨の答申を受けた場合は、速やかに処分を決定する。

(株) スター・チャンネルによる衛星基幹放送業務の 放送事項の変更の許可

令和 2 年 3 月 1 1 日
情 報 流 通 行 政 局

1. 経緯・概要

- (株)スター・チャンネルは、衛星基幹放送事業者として、BS右旋のスターチャンネル1～3の3番組において、洋画を中心とした映画等を放送している。
- 今般、視聴者ニーズへの対応等のため、「スターチャンネル1」及び「スターチャンネル3」の番組について、放送法第97条第1項の規定に基づく放送事項の変更の許可申請があった。

2. 申請内容

番組名	新	旧
スターチャンネル1 (BS第54号 H17.12.15)	娯楽（主に映画、その他ドラマ） その他（放送番組の予告等） 災害に関する事項	娯楽（映画） その他（放送番組の予告等） 災害に関する事項
スターチャンネル3 (BS第74号 H21.6.17)	映画（主として吹替の洋画）、その他関連する ドキュメンタリー、海外ドラマ等	映画（主としてハリウッドメジャー系制作会社の 作品のうち「新作」を中心とする洋画）の日本語 吹き替え版

3. 審査の考え方・審査結果

- 放送法第97条第1項に基づく放送事項の変更については、放送法関係審査基準第9条に基づき、認定の際の絶対審査基準（第6条）への適合性に加え、**衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査**する。
- 本件の変更申請については、衛星基幹放送の業務の認定における絶対審査基準に適合し、**現行の放送事項の内容を大幅に変えることなく※、番組内容の一層の充実を図ろうとするもの**であり、当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われるものではないと認められることから、許可することとしたい。

※ 視聴者のニーズを踏まえてジャンルの追加を行うものであるが、提出された番組表から、これまでの放送事項である「映画」（スターチャンネル1）や「洋画の吹替版」（スターチャンネル3）の比率が最も多いなどの事実を確認。

* 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号) 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。(略)

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。(略)

※業務の認定における「絶対審査」要件を規定。

- ①基幹放送局設備の確保可能性 ②経理的基礎 ③技術的能力、技術基準の適合性維持義務 ④マスメディア集中排除原則への適合性
- ⑤放送番組審議機関の設置 ⑥災害放送の実施 ⑦欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当 等

4. 今後のスケジュール

- 放送法第177条第1項第2号の規定に基づき、3月11日の電波監理審議会に諮問し、答申を得られれば、速やかに許可。

(参考) BS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

	1ch (11.72748GHz)			3ch (11.76584GHz)			13ch (11.95764GHz)			15ch (11.99600GHz)		
事業者	ビーエス朝日	BS-TBS	BSテレビ東京	WOWOW	日本放送協会	<small>ブロードキャスト・サテライト・ディズニー</small>	BS日本	ビーエスフジ	<small>アニマックスブロードキャスト・ジャパン</small>	NHK	スター・チャンネル	
番組	BS朝日	BS-TBS	BSテレ東	WOWOWプライム	NHK BSプレミアム		BS日テレ	BSフジ	BSアニマックス	NHK BS1	スターチャンネル2	スターチャンネル3
ジャンル	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合娯楽			総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	アニメ		映画	映画
スロット数	(16)	(16)	(16)	(24)	(18)	(6)	(16)	(16)	(16)	(20)	(13)	(13)

	5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)			9ch (11.88092GHz)			11ch (11.91928GHz)		
事業者	WOWOW		ビーエス朝日	BSテレビ東京	BS日本	日本BS放送	スター・チャンネル	<small>ワールド・ハイビジョン・チャンネル</small>	放送大学学園	ビーエスFOX	スカパー・エンターテイメント
番組	WOWOWライブ	WOWOWシネマ	BS朝日4K	BSテレ東4K	BS日テレ4K	BS11	スターチャンネル1	TwelV	放送大学	FOXスポーツ&エンターテイメント	BSスカパー!
ジャンル	総合娯楽	総合娯楽	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	映画	総合編成 【無料】	大学教育放送 【無料】	総合娯楽	総合娯楽
スロット数	(24)	(24)	(40)	(40)	(40)	(18)	(15)	(15)	(16)	(16)	(16)

	17ch (12.03436GHz)			19ch (12.07272GHz)			21ch (12.11108GHz)			23ch (12.14944GHz)		
事業者	日本放送協会	BS-TBS	ビーエスフジ	<small>グリーンチャンネル</small>	ジェイ・スポーツ	ジェイ・スポーツ	WOWOWプラス	ジェイ・スポーツ	ジェイ・スポーツ	釣りビジョン	日本映画放送	<small>ブロードキャスト・サテライト・ディズニー</small>
番組	NHK BS4K	BS-TBS 4K	BSフジ 4K	グリーンチャンネル	J SPORTS 1	J SPORTS 2	シネフィル WOWOW	J SPORTS 4	J SPORTS 3	BS釣りビジョン	BS日本映画専門チャンネル	Dlife
ジャンル		総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	農林水産情報・中央競馬	スポーツ	スポーツ	映画	スポーツ	スポーツ	娯楽・趣味	映画	総合編成 【無料】
スロット数	(40)	(40)	(40)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)

:スカパーJSAT(株)が有料放送管理事業者として、当該有料放送の役務に係る管理業務を行っている番組。

注: 斜体表示のテレビ番組(7ch、17ch)は4K。

放送番組数(令和2年1月1日現在) ※1	
4K 6番組 HD 28番組 1番組	合計35番組

※1 データ放送、音声放送(1番組)を除く。